よくあるご質問①

既存借入を返済せずに、新たに借入を実行する 場合、保証料補給は受けられるか。

Ex)

〇既存借入

資金種類	小規模企業経営改善資金
資金使途	<u>運転資金</u>

〇新規借入 💎

小規模企業 資金種類 経営改善資金 資金使途 運転資金



保証料補給

•追加融資のため不可

融資実行

既存借入残高+新規借入額が限度 額を超えなければ可

保証料補給

●資金使途が違うため可

融資実行

資金使途が違うため、新規借入の みで限度額まで利用可

★CHECK

追加融資による 補給禁止

•1企業に対しての補給 件数を制限することで、 公平性を維持している。

既存借入時の 補給の有無

•既存借入時の補給の 有無に関わらず、同じ 資金使途での追加融 資の場合は補給できな い。

融資限度額の考え方

- 資金使途ごとに限度額 まで利用可能
- ●同じ資金使途で2本目 の借入を行う場合、既 存借入の残高+新規 借入額が限度額を超え てはならない。

信用保証決定のお知らせ(例)

金	融機関御中				
言月	月保証決定のお知	らせ(お客様用)			
	融資企業名	顧客番号	保証番号		
	借入金額	保証日	保証期間		
	保証金額	制度 市町村制度融資	返済方法		
	保証割合				
一括 分割 支払円					
	保証料総額の計算式				
	保証内容等について	つか問い合わせま			
	体証内谷寺について	いの向い合わせ九			

【担当連絡先】

苫小牧市産業経済部 産業振興室 商業振興課 融資担当

〒053-0022

電話 0144-32-6447

苫小牧市表町5丁目11番5号 FAX

0144-32-4200 ふれんどビル テナント棟3階 MAIL shogyo@city.tomakomai.hokkaido.jp